

『中撰実又記』の諸本についての覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-07-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00054905

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『中撰実又記』の諸本についての覚書

村戸 弥生

一 諸本書誌

「中撰実又記」上下巻の諸本は、国文学研究資料館・日本古典籍総合目録データベースによると、宮内庁書陵部に三本、東京国立博物館に一本、無窮会神習文庫に一本、天理大学図書館吉田文庫に一本、東京家政学院大学大江文庫に一本所蔵されていることが知られる。その他、平野神社蔵難波家旧蔵蹴鞠文書中に一本所蔵され、現在、計八本の諸本の存在が知られる。以下、これら諸本の書誌を写真版でわかる範囲により、各所蔵機関等で公開されている目録情報を加えて暫定的に記す。縦横の大きさは写真版に付されたスケールを基にする。実際の調査は機を改めて行いたい。

最初に諸本の系統について概括的に記す。諸本は全て江戸期の写本で、奥書には「于時正保三年（1646）八月六日」の日付とともに「右近（在）判」とあり、「橋本源左衛門殿」と宛名が書かれていることで共通する。このことから、八本の諸本全てが共通の祖先Xを持つものと推測される。

二節と三節で述べるが、諸本は内容・構成面や本文異同のあり方から大きく二系統（A系統・B系統）に分けられる。諸本のうち最も古態を示すと考えられるものはA系統の平野神社本と思われるので、まず平野神社本の書誌を記し、それを基にして他の諸本の書誌をおおまかに記す。

〔A系統〕

①平野神社本

四ツ目綴、渋引表紙、上下二冊、難波家本、片面九行。

上巻一冊、縦二七・九、横二〇・三センチ、六三丁。表紙外題なし、

一丁表内題「家傳之秘書古今中撰記ヲ改ノ中撰實又記ト名上巻

右近」。三丁表末尾「古今中撰記ノ書ニ蹴法鞠法二つ分て上巻ノ鞠法

下巻蹴法とす」。三丁裏「上巻之目録」。六一丁表末尾題「中撰實又記

上巻終」。

下巻一冊、縦二八・二、横二〇・〇センチ、八〇丁。表紙外題「中

撰實又記下巻」、一丁表内題「中撰實又記下巻之目録」、一丁裏「古

今中撰記之下二藏法の實秘を撰集して／もつて中撰實又記と名下卷

右近、七九丁表本文末尾奥書「于時正保三年八月六日 右近

在判／橋本源左衛門殿」。(難波家藏鞠関係資料 目録) 文化庁文化

財保護部美術工藝課、平成九年三月、一四―二二(〇六八)・一四―

二三(〇七〇)に本書名あり。

② 宮内庁書陵部本一六三―一八七〇

四ツ目綴、上一冊、江戸末期写本、飛鳥井家本。縦二八・五、横

二〇・六センチ、上巻一丁〜四一丁、下巻四二丁〜一〇六丁。片面

一〇行。表紙貼外題「中撰實又記」、内題「秘書」、一丁表内題等A

①とほぼ同じ。一丁表「宮内省圖書印」印。四一丁表上巻本文末尾

題A①と同じ。四二丁表下巻内題等A①とほぼ同じ。一〇六丁表本

文末尾奥書A①と同じ。一〇六丁裏「右之一帖者上組伝来之秘書也、

熱心之輩神文誓約之上令忍借所也」。(和漢圖書分類目録・上) 宮内

庁書陵部、昭和二十七年三月刊、にA②④B②の書名あり。

③ 東京家政学院大学大江文庫本

五ツ目綴、洪引表紙、上一冊、江戸後期写本。縦三〇・三、横

二一・二センチ、上巻一丁〜三四丁、下巻三五丁〜五五丁、片面一丁。

表紙外題「古今中撰 全」。一丁表内題等A①にほぼ同じ。上巻末

尾題なし。三五丁表下巻内題等、五五丁裏本文末尾奥書はA①と同じ。

裏見返し「中井勝彦所持」墨書。

④ 宮内庁書陵部本一六三―一八二八

四ツ目綴、洪引表紙、上下二冊、江戸末期写本、飛鳥井家本、片

面一〇行。上巻一冊、縦二六・二、横一九・四センチ、四一丁。表紙

貼外題「中撰實又記 上」、一丁表内題等A①とほぼ同じ。一丁表「明

治十八年改」印、「圖書寮印」印。四一丁表本文末尾題なし。

下巻一冊、縦二六・一、横一九・四センチ、六〇丁。表紙貼外題「中

撰實又記 下」、一丁表内題等A①とほぼ同じ。一丁表、上巻と同じ

印。六〇丁表本文末尾奥書A①と同じ。

(B系統)

① 東京国立博物館本

四ツ目綴、上一冊、江戸末期写本、飛鳥井家本。縦二九・六、横

二〇・九センチ、上巻一丁〜二四丁、下巻二五丁〜六二丁。片面一四行。

表紙外題「中撰實又記」、一丁表内題等A①とほぼ同じ。一丁表「飛

鳥井藏書印」印、「国立博物館圖書之印」印。二四丁表上巻本文末尾

題A①と同じ。二五丁表下巻内題等A①とほぼ同じ。六一丁表本文

末尾奥書A①と同じ。裏見返し「徳川宗敬氏寄贈」印。

② 宮内庁書陵部本一六三―一八八二

五ツ目綴、上一冊、江戸末期写本、飛鳥井家本。縦二七・七、横

二〇・四センチ、上巻一丁〜三〇丁、下巻三二丁〜八二丁。片面一三

行。表紙貼外題「(家伝秘書) 中撰實又記 上、下」、一丁表内題等

A①とほぼ同じ。一丁表「宮内省圖書印」印。三〇丁表上巻本文末

尾題A①と同じ。三二丁表下巻内題等A①とほぼ同じ。八二丁表本

文末尾奥書A①と同じ。

③ 天理大学吉田文庫本

四ツ目綴、上一冊、飛鳥井家本。縦二〇・九、横二三・七センチ、

上巻一丁〜三〇丁、下巻三一丁〜八二丁。片面一三行。表紙貼外題「古

今中撰實又記 全」、一丁表内題等A①とほぼ同じ。一丁表「吉田文

庫」印。三〇丁表上巻本文末尾題A①と同じ。三二丁表下巻内題等A①とほぼ同じ。八二丁表本文末尾奥書A①と同じ。(吉田文庫神道書目録)天理図書館叢書第二十八輯、天理大学出版部、昭和四〇年一〇月刊、に本書名あり。)

④無窮会神習文庫本

四ツ目綴、上下二冊、片面一三行。

上巻一冊、三二丁。上巻表紙外題「家傳秘□中撰記改」(□は破損、「書」か。)、一丁表内題等A①とほぼ同じ。一丁表「無窮会／神習文庫」印、「井上頼因藏」印、「井上氏」印。三二丁表本文末尾題A①と同じ。下巻一冊、五六丁。下巻表紙外題「中撰實又記下」。一丁表内題等A①とほぼ同じ。一丁表一冊目と同様の印。五六丁表本文末尾奥書A①と同じ。(「神習文庫圖書目録」無窮会、昭和一〇年一月刊、一二五二番六號に本書名あり。)

二 A・B二系統について

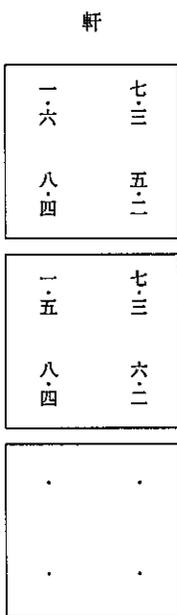
諸本は内容・構成面から大きく二系統に分けられる。仮にA系統・B系統と称することにする。

内容面において最もそれを示すのは、上巻本文(20)「か、りに入椽付上下定座」(アラビア数字は上巻本文各項目に付した通し番号による。本文標題はA①にて例示。以下同じ)の末尾にある、軒との関係を示す「懸図」である。A系統は上中下に三つ描かれている(但し下の図は懸木を示す点のみ)。それに対し、B系統は上下に二つだけ描かれている。以下に諸本の懸図を示す。

【上巻本文(20)末尾の懸図】

〔A系統〕

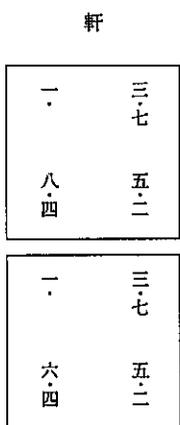
A①③④



A②(A①の「軒」字なし、A①の上・中の図が、中・上の順になっている。)

〔B系統〕

B①②(上の図はA①の上の図と同様。下の図はAになし。)



B③(B①と同じ。但し、上の図左上「一・」の空白部分に「六」字が入っている。)

B④(上の図はA①の中の図に同じ。下の図はB①の下の図に同じ。)

一節で述べたように諸本は全て共通の祖本Xを持つと想定できるので、この懸図のあり方からA系統はXより分かれ出た共通の祖本Aを、B系統は同じくXより分かれ出た共通の祖本Bを持つと想定できる。

上巻本文(20)のあたりは構成面でもさまざまな問題を見せている。後掲【表I】には、上巻目録(二〇)から上巻目録最後の(二八)までと、上巻本文(20)から(28)までの配列が一目でわかるように対照して示す。(漢数字は上巻目録各項目に付した通し番号による。目録標題はA①にて例示。以下同じ。)目録と本文配列には不整合が見られるので、その箇所を項目番号に網掛けと囲み線を施した。

また、全諸本についてこの箇所を対照した結果、A系統・B系統の違いをも見せるいくつかの問題点がある。それを*で示す。

【表I】

	目録(注)	本文
(二〇)	「か、り入様上下座」	「か、りに入様付上下座」
(二二)	「かわりやう」	「替り様」*ア
(二二)	「箆の法」	「箆の法」
(二三)	「声かくる次第」	「袴沓の緒とけたる仕様」 (A②③④の本文標題による)*イ、*ウ
(二四)	「袴沓とけたる仕様」	「袴装束次第官位有る事」
(二五)	「装束官位色」	「腰に扇子を指事」
(二六)	「扇子腰に指事」	「音の掛様」
(二七)	「蹴鞠ほめやう」	「蹴鞠のほめやう」
(二八)	「鞠の名相違事」	「鞠の名二相違有事」

*ア、B①②は、(20)の本文の終わりで改行し、一つ書きにて本文が始まり、標題なし。

*イ、A①は、(22)の本文の終わりで改行し、一つ書きにて本文が始まり、標題なし。A②③④はいずれも「袴沓の緒とけたる仕様」の本文標題あり。

*ウ、B①②③④は、(22)の本文に引き続き、標題も、改行も、一つ書きもなく本文が始まる。

【表I】をもとに、それぞれの問題点について以下に考察を加える。まず、本文配列と目録の不整合の問題について考察する。この間

題を顕著に示しているのは、項目番号での網掛けと囲み線で示した、目録(二四)、本文(23)の箇所である。目録(二三)の位置に目録(二四)の内容に該当する本文(23)が配列されたために、目録(二三)の内容に該当する本文が三項目あとの(26)の位置になった。これは編集にあたっての配列意識が関係するのではないだろうか。

本文(22)の「箇の法」は用具についての内容で、配列からすると目録(二三)「声かくる次第」よりも、目録(二四)「袴沓とけたる仕様」、目録(二五)「装束官位色」、目録(二六)「扇子腰に指事」といった衣服や装身具に関する内容の方が関連性が強く、本文ではこちらを先に配列しようとした結果であろう。そのように見ると、本文(26)の位置に来た目録(二三)「声かくる次第」は、次に配列されているのが目録(二七)、本文(27)「蹴鞠のほめやう」で、こちらとは声に関わる点で関連性が強いと言えるのである。このような目録と本文での配列の不整合は、原本の段階からのものだったかは不明だが、いずれにしても二系統に分かれる以前の、伝本Xの段階までにおいて何らかの編集上の未整備や混乱があったものと推測され、それを祖本Aと祖本Bが反映したために現存諸本全てが、同じ箇所不整合の部分を持つことになったと推測されよう。

次に*で示した問題について考察する。

まず、*Aについて、本文(21)ではB①②の本文標題が落ちている。これは、B①②、もしくはこれらの元の本において、何らかの事情で標題だけ書き落されたことが考えられる。B②のあり方から推測すると、標題は先述の本文(20)の懸図の直後にあるべ

きで、丁の表裏の交わり目とも重なり、書き落されたものか。一つ書きになってることから一条を立てる意識のあることは見て取れるので、この問題について結局は、意図的なものではなく錯誤によるものと言えよう。

より大きい問題を見せているのが、*イと*ウである。この問題について考察するために全諸本の目録(二四)と本文標題(23)を対照した「表Ⅱ」を掲げる。

【表Ⅱ】

	目録(二四)	本文標題(23)
A①	袴沓とけたる仕様	(標題なし)
A②	袴沓の緒とけたる仕所	袴沓の緒とけたる仕様
A③	袴沓の緒とけたる仕所	袴沓の緒とけたる仕様
A④	袴沓の緒とけたる仕所	袴沓の緒とけたる仕様
B①	袴沓の法とけたる仕所	(標題なし)
B②	袴沓の法とけたる仕所	(標題なし)
B③	袴沓の緒とけたる仕所	(標題なし)
B④	袴沓の法とけたる仕所	(標題なし)

まず、目録(二四)の傍線部を見ると、「緒」字のもの(A②③④B③)と「法」字のもの(B①②④)がある。また、目録(二四)の点線部を見ると「様」字のもの(A①)と「所」字のもの(A②③④B①②③④)がある。実は「様」字を崩すと「所」字にも似てくる。

また「緒」字と「法」字についても崩し字が似ている。意味としては「緒」字、「様」字であるべきで、本文標題(23)のA②③④が本来の標題のあり方であろう。A①の緒は脱落したものであろう。

*イについて、A①は本文標題(23)は無いものの、一つ書きにしており一条を立てる意識のあることは見て取れる。他のA系統諸本(A②③④)は目録(二四)同様、「袴沓の緒とけたる仕様」の標題があるので、本来あつた本文標題がA①の伝本に至る迄に、何らかの事情で書き落されたことが考えられる。つまり、A系統共通祖本Aから伝本が書写されていく際に、A①のような伝本A_iと、A②③④の共通の祖本にあたるA_{ii}のような伝本に分かれたことが考えられる。

*ウについて、B系統諸本(B①②③④)は目録(二四)には項目がありながら、本文標題も改行も一つ書きもなく、本文(22)に引き続いて(23)の本文が書かれており、一条を立てる意識が見られない。(23)の本文は(22)の本文の後半部のようになつて続いているように見えるので、以下、B系統の項目の通し番号はA系統に対して一つずつ繰り上がることになる。B系統も目録(二四)はあるのだから、本来一条立ての項目であつたはずなので、(22)とせず(23)として扱う。これは、本文標題が書き落された本があつて、それをもとに伝本が書写されていく際に、一つ書きも書き落とされ、その結果(22)の本文と一続きのように認識され、改行もなくした形で書写された伝本が存在したためか。結局は意図的なものではなく、錯誤によるものであろう。この伝本はB系統共通の祖本Bと想定できる。

三 諸本文の性格

八本の諸本文の性格を明らかにするために、二節で挙げた(23)「袴沓とけたる仕様」の本文の中から最も諸本文の特徴を示していると思われる一部分を例に挙げて「諸本文一覽」を作成し比較してみる。本来なら全文について比較対照すべきだろうが、紙幅の関係もあり、言い足りないところは(23)の他の部分の本文や(23)以外の本文を援用することで補う。便宜上、句点を補い、A・B間の本文異同の目立つ箇所に傍線を施す。

【諸本文一覽】

- A① 尤、我地分にて、紐をすと云事、古法なり、然共、軒下、貴人の方へハ後をなさす、左様の時、他の地分成共、か、りきわ、地ふくのもとかよし、
- A② 尤、我地分にて、紐をすと云事、古法也、然とも、軒下、貴人の方へハ後をなさす、左様の時、他の地分なりとも、か、りきは、地ふくのもとかよし、
- A③ 尤、地分にて、規をすと云事、古法也、然とも、(脱文か―稿者注)か、りきハ、地ふくのもとかよし、
- A④ 尤、^取地分にて、^{一紐をすと云事}緒をすと云事、古法也、然とも、(脱文か―稿者注)懸限、地ふくのもとかよし、
- B① 尤、我地分にて、紐をすと云、古法有、然とも、軒下、貴人の方へ、うしろをなさす、左様の時は、他の地分なりとも、か、りきは、地ふくのもとかよし、

B② 尤、我地分にて、紐をすと云、古法有、然とも、軒下、貴人の方へ、うしろをなさす、左様の時は、他の地分なりとも、かゝりきは、地ふくのもとかよし、

B③ 尤、我地分にて、紐をすと云、古法有、然とも、軒下、貴人の方へ、うしろをなさす、左様の時は、他の地分なりとも、かゝりきは、地ふくのもとかよし、

B④ 尤、我地分にて、ひもをすと云、古法有、然共、軒下、貴人の方へ、うしろをなさす、左様の時は、他の地分なりとも、かゝりきは、地ふくのもとかよし、

〔諸本本文一覽〕傍線部を見ると、本文異同についてもA・B二系統で明確に区分できる。特に注目すべきは、次の箇所である。

A①「古法なり」A②③④「古法也」——B①②③④「古法有」ただし、この「なり」「有(あり)」の例では、仮名「な」と「あ」の崩し字は似ている。その点について、(23) 本文の他の箇所には次のような例もある。

A①③④「見へ」A②「見」——B①②③④「見物」

A①②③④「出さま」——B①④「出る時」B②③「出るとき」

「見へ」「見物」の例では、A B間で意味が違ってくるが、これも元をたせば「へ」の仮名「遍」は「物」の字形と似ている。「出さま」「出るとき」の例でも、仮名「さま」と「とき」の字形は似ている。全ての諸本の祖本が同一であることを踏まえると、本文異同の生じるきっかけは転写する際、字形の類似あるいは錯誤からくる誤写に由来すると思われる。いちいち挙げないが、(23) 以外に

見られる本文異同の例でもそのようなものがほとんどで、A B間で意味が大きく違ってくるものは少ない。

A系統・B系統それぞれにおいては、A系統の四本間よりもB系統の四本間のほうが本文異同は少ないと言える。以下、A系統・B系統に分けてそれぞれの諸本の位置付けを考察していく。

まず、A系統について。最も目につく点はA③④に見られる脱文である。脱文は同じ箇所が起こっているため、そのような脱文を持つA③④共通の元の本A iiiを想定できる。二節で*イを検討した際、A②③④は共通の祖本A iiを持つと想定したので、A iiiは、A iiから分かれ出た本と推測できる。

A系統においてはA①が他の諸本に比して特殊である。書誌の面でもA①は、一面の行数は他の諸本とあまり変わらないが、一行の字数は二〇字ほどで、三〇字ほどである他の諸本に対し目立って少ない。A①が他と異なっていることは、本文についても言える。A①は他の諸本に比して漢文表記を多く残している。例として(23) 本文からA①独自のものを挙げて見る。

A①「如云」——A②③「云ごとく」A④「云如く」B①②③「いふごとく」B④「いふ如く」

A①「至可成」——A②「至なるへし」A③④「至成へし」B①③④「至なり」B②「いたりなり」

A①「従夫」——A②③④B②「夫より」B①③④「それより」

(23) 以外の本文ではA①のみが和文表記で他の諸本が漢文表記といった例もないわけではないが、A①の漢文表記の圧倒的な多さは、(23) 以外の本文でも目に付く。例えば、本文(21) では以

下の例があるので挙げておく。

A①「通可給」——A②③B①②③④「通たまふへし」A④「通給へし」

A①「位可成」——A②④「くらひなるへし」A③B③「位なるへし」B①④「くらひなるへし」B②「くらあ成へし」

A①「無指圖ハ事」——A②③④B③「指圖ハなき事」B①②④「指圖なき事」

和文のものを漢文表記にするより、漢文のものを和文表記しようとする方が自然であり、おそらくA①の表記は諸本のうちで最も古態を残しているものと考えられる。よって祖本Aに最も近いのはA①と思われる。またA系統・B系統共通の祖本Xに近いのもA①と思われる。それについて、(23)本文での次の例を見してみる。

A①「有時なり」

A②④「鞠有」A③「鞠」

B①②「鞠有時成」B③「鞠有時なり」B④「鞠有時也」

A①にはたびたび誤脱が見られるので、おそらく「鞠」字が脱落したものであろうが、その上で本文を見ると、A①はA系統よりもB系統の本文に近い。それはA系統・B系統共通の祖本Xの本文を残していることを示し、この点からも古態を残していると考えられるのである。

次に、B系統においては一面の字配り・行配りといった点では諸本間にそれほど差異はないが、B③のみ本の縦横の大きさが小さくその点で特殊である。B系統諸本間の先後関係や相互の直接関係については不明であるが、本文についてもB③はA系統・B系統の他

の諸本に比して独自本文を持つことに気が付く。(23)本文では以下の例が見られる。他本での表記の違いのあるものは括弧で記す。

B③「何れの紐にても」——他本「紐(ひは・緒)を結ハとけす」

B③「不禮邪魔」——他本「邪魔」

B③「二度に及ハ」——他本「二度ハ」

B③「多し」——他本「多物也(物なり・ものなり)」

B③「落たる露をひそかに取」——他本「ひそかに落たる露を取(て)」

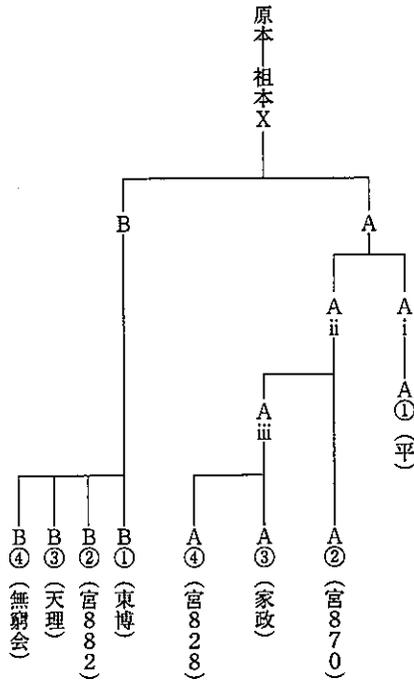
B③「さしものならんかし」——他本「さしもの(物)也(なりなる)」

B③「出へきなり」——他本「出へし(可出・可出し)」

以上のように、B③のみが他と異なっており、B③では独自解釈を加えることで本文を意図的に変えていることがわかるのである。

当面の結論として、これまで述べてきたことをもとに、【諸本系統図】のおおむねを作成しておく。諸本のうち最も古態を示すものは、A①平野神社本で、誤脱は少なくながらも翻刻するべき本としてまず挙げられるものであろう。全ての諸本は同一の祖本を持つことから、校本を作成する場合は諸本校校の上、相互に誤脱を補う必要がある。

【諸本系統図】



(注) B④の目録のみ(二〇)(二二)(二四)(二六)(二八)(三〇)(三二)(三五)(三八)

(二七)の順になっていて他本と異なる上に(二二)が抜けている。傍線部から偶数・奇数で逆順になっていることがわかるが、

これは、B系統諸本の目録は上下二段に書かれており、B④ではおそらく書写の際、(二二)が抜けたまま丁の表から裏へと変わり、上段は上段で下段は下段でそれぞれ機械的に標題を横に詰めて書いたためと考えられるので、B④の配列についてはB系統の他の諸本に準じるものとして検討する。

〔付記〕本稿を成すにあたって大久保英哲氏、渡辺融氏より、「中撰実又記」諸本の写真版の提供を受けたことに深謝する。本稿は「中撰実又記」(C) (一般) 科研番号1601768「近世職翰の大衆化の構造—「中撰実又記」(C) の世界」研究代表・大久保英哲の助成による。